

第13回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

1．日時：平成16年10月20日（水）15：00～15：30

2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3．項目：庁舎・宿舍の管理

4．出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、大橋専門委員、美原専門員

財務省

理財局 国有財産企画課長 細田 隆

（以下「細田国有財産企画課長」という。）

国有財産情報室長 春山 芳司

（以下「春山国有財産情報室長」という。）

国有財産調整課長 中澤 健

（以下「中澤国有財産調整課長」という。）

大橋専門委員 どうもお待たせいたしました。それでは、第2議案ということで「宿舍・庁舎の管理」について、御説明いただければと思います。

細田財務省理財局国有財産企画課長 財務省理財局でございます。

それでは、調整課の中澤課長の方から、お手元にあるメモに沿いまして、御質問事項の御回答をさせていただきたいと思っております。

大橋専門委員 一応、30分程度ということでございますので、説明は10分ぐらいで。

中澤国有財産調整課長 それでは、御質問をいただいておりますので、その質問に対する回答ということで、ペーパーを作成させていただいております。このペーパーに沿いまして、それでは、1点目の質問が「庁舎、宿舍については、平成11年6月の国有財産中央審議会報告を踏まえ、所有せずに賃借とすることについて、短期的な行政需要を満たすもの等に限らず、今後広く検討を進めていくべきであると考えが見解を伺いたい」ということです。これに対するお答えでございますが、庁舎・宿舍の調達の在り方。これは11年6月の国有財産中央審議会報告を踏まえまして、業務の性質、業務の安定的な遂行、経済的効率性などを総合勘案の上、所有するか賃借するかを個別具体事例に則して判断していく必要があるものと考えております。

個別具体的な事例といたしましては、庁舎の建替に伴う仮庁舎などの短期的な行政需要のほかに、中央官衙地区周辺、霞が関周辺でも民間オフィスビルを賃借しているケースがございます。宿舍につきましても、経済性の観点から民間賃貸住宅を借り上げをしている、こういったケースも既にご覧いただけます。

2点目としまして、建替、賃借等の手法別のコスト分析、これを行うことによりまして、庁舎、宿舍の調達の在り方について検討していく必要があるものと考えておりますが、い

ずれにしましても、一般論といたしましては、長期的な行政需要に対応する場合におきまして、セール・アンド・リースバックを含めた民間施設を賃借するということにつきましては、全体としてコスト増になるものと見込まれ、経済合理性を損なうという問題がございます。これは以前にも資料を提出させていただいております。

2番目の御質問は、「その際、庁舎、宿舎については、国有財産法上の行政財産であり、同法18条（処分等の制限）において、行政財産はこれを売り払うことができないと規定しており、既存の庁舎、宿舎等を売却し、賃借とする場合についての障害となることから、今後法的な面の検討を要すると考えるが見解を伺いたい」ということですが、それに対するお答えでございます。

1点目が、庁舎または宿舎のセール・アンド・リースバックにつきましては、国において当該財産を直接保有する必要がなくなり、国において供しているという行政財産の定義から外れるということでございます。このことから、普通財産として民間に売却した上で、その売却した当該財産を民間から借り上げるという形を国有財産法上取ります。このような処理を行うことにつきましては、現行制度上においても可能であるということでございます。

その次のページになりますけれども、なお、国の事務・事業の民間委託・民営化・民間移管に当たりまして、当該対象施設が行政財産であることから、売却や貸付けを行うことができず、支障が生ずるおそれがあるのではないかと御議論がございます。これにつきましては、 にごさいますとおり、「国の事務・事業を民間委託する場合、受託者に当該事務・事業の遂行上必要な施設を行政財産のまま利用させることは現行制度上可能であり、既に幅広く行われている」ということです。

といたしまして、「国の事務・事業を民営化・民間移管する場合、そもそも民営化等により国の行政事務でなくなるため、当該対象施設については、国において直接使用する必要性がないことから、そのままの形で普通財産として売却や貸付けを行うことは可能である」ということでございます。

したがって、国有財産法第18条の規定が、国の事務・事業の民間委託等に支障となるおそれはないと考えております。

その次に「庁舎、宿舎の集約立体化等に当たっては、PFI方式のより一層の活用を推進すべきであるとする」という点についてのお答えでございます。

庁舎、宿舎の集約立体化に当たっては、平成11年の国有財産中央審議会の報告の御趣旨を踏まえて、PFI方式を活用し国有地の効率的な利用に努めることとしており、国が自ら公共施設等を整備する場合とPFI方式を活用する場合の財政負担の比較、バリュー・フォー・マネーや行政目的への影響などを総合的に勘案し適切に対処しているところであります。

PFI事業につきましては、ある程度規模が大きい方が民間事業者の創意工夫を活用しやすと考えられますことから、事業選定に当たりましては、一定規模以上のものを対象

に、事業費の後年度負担も考慮の上、対応しているところでございます。

国でPFI関係は17事業を実施しておりますが、うち財務省の合同宿舍関係で7事業を実施しております。

「国の施設の維持管理についても指定管理者制度の導入について検討すべきであると考えが見解を伺いたい」という点でございますが、お答えとしましては、国有財産は、その所管する各省庁において管理することが基本とされているが、国が自ら管理するよりは国以外の者に管理を委ねた方が効率的である場合には、法律に基づきまして、管理を委託しております。

地方自治法の指定管理者制度の対象となる公の施設に該当すると思われる国の施設といたしましては、国立横浜国際会議場などがございます。これは、みなとみらいの方にある施設ですが、これらの施設は普通財産でございますが、国有財産特別措置法等において、国有財産の有効利用を図るため、地方公共団体や公益法人、株式会社等で適当と認めるものへ管理委託をすることができることに加えまして、管理受託者におきまして、財産管理に支障のない範囲でその使用収益をすることが認められております。

他方、行政財産につきましては、昭和記念公園などの国営公園、新宿御苑などの国民公園のように、施設の維持管理・運營業務を国以外の者に委託している事例もございます。また、福岡空港などの第二種空港、障害者職業能力開発校、国家備蓄石油貯蔵施設、港湾施設、漁港施設、土地改良財産につきましては、それぞれの法律において、地方公共団体等への管理委託が制度化されております。このように、行政財産につきましては、財産の機能、状況などに即して、所管の各省各庁において管理の在り方を判断しているところでございます。

最後の御質問は、「本年6月の通達改正（「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」）に関しては、あくまでも使用又は収益を許可する期間は1年以内にすぎず暫定的なものであり、また、行政財産の貸付け等を行えばその用途又は目的を妨げることとなるというこれまでの基本認識を変えておらず、あくまでも『例外』の範囲を拡大しているにすぎないものと考えられる。このため、行政財産であっても貸し付けその他の私権の設定が認められることを一般原則化し、庁舎等の利活用（余剰空間への貸付け、売却や信託による資金調達等）を行うべきと考えるが見解を伺いたい」というものです。

お答えでございますが、今般の通達改正は、従来の使用許可の範囲を限定列挙していたものを、民間等の利用を幅広く認めるために例示列挙という形に改正をいたしました。用途または目的を妨げない目的外使用の範囲の拡大を図ったものでございます。

行政財産につきましては、国の行政目的を遂行するための物的手段であり、その本来の用途または目的を妨げるおそれがあるような利用は行われるべきではなく、貸付けその他の私権設定を認めることを一般原則化するということは、用途または目的を妨げる場合でも貸付け等が制度的には可能となることを意味するものでございますので、そのような制

度改正は困難であると考えております。

一方、近年、PFI法によりPFI事業者が附帯民間収益施設を所有するための行政財産である土地の貸付けや、次のページでございますが、構造改革特区制度により行政財産である港湾・漁港施設の民間事業者への港湾・漁港機能の高度化・効率化を目的とした貸付けが認められるなど、行政財産の貸付けを認める範囲が拡大され、規制緩和が図られてきているところでございます。

これらにつきましては、行政財産の用途または目的を妨げない範囲であるか、あるいは用途または目的の達成により資するものであるかといった点を個別に判断した上で緩和されてきたものでございます。したがって、今後とも個々の行政財産の状況に応じた対応を図ってまいりたいと思っております。

なお、国の事務・事業を民間委託する場合、受託者に当該事務・事業の遂行上必要な施設を行政財産のまま利用されることは現行制度上可能ということで、これは先ほど申し上げました。

容積率の有効利用につきましては、昭和48年の法律改正で土地の有効・高度利用を図る観点から、国が地方公共団体や公共法人などと一棟の建物を区分して所有する場合、いわゆる合築に、その敷地を共同建設の相手方に貸し付けることができる措置が講じられております。現在、都市再生プロジェクトといたしまして整備が進んでいる九段の第3合同庁舎はこの措置に基づき、千代田区との合築をしております。

同じく昭和48年の法律改正で一定の事業者が鉄道、道路、上下水道、電気通信線路などの施設の用に供する場合において、地上権を設定することができる措置も講じられております。

余剰空間につきましては、いわゆる空中権の活用問題であるということでございますと、容積率の割増を受けることが可能となる建築基準法の特定街区制度を利用して、会計検査院敷地を街区に取り込むことで、高層の霞が関ビルを建築した事例がございます。このように必ずしも行政財産の貸付けや私権の設定の措置を講じなければ空中権の活用ができないというものではないと考えております。

いずれにいたしましても、使用調整を行った後の行政財産の余剰空間については、売却を中心として民間への利用を進めておりまして、貸付け、信託は二次的な手段と考えております。

私どもの回答は、以上でございます。

大橋専門委員 ありがとうございます。何かございませんか。

鈴木主査 幾つかあるのですけれども。

大橋専門委員 それでは、私の方から、賃借と所有とのコスト比較の資料を見せていただいて、確かにその資料によれば、賃借の方が何年か経つと結局は割高になるというようなデータだったと思うのですが、ただ、若干思いますが、あの資料の根拠となっているものに、賃借においては、例えば、公務員宿舎の例を考えていくと、私も公務員宿舎に住ん

でございましたけれども、使い勝手が悪いとか間取りの設計が下手だなというような、利用者の立場から見た比較というのが入っておりませんので、そういう使い勝手がいいとか間取りがいいというようなものは、やはり民間の方が提供してくれることが多いのだらうと思うのですね。その点の配慮というか考慮というか、そういうものがない計算だというような感じがするのですね。そういう意味で言えば、あれが決定的なデータになるというようにはならないなと私は思ったのですが、いかがでございましょうか。

鈴木主査 ついでに言うと、大蔵省はそれは長い間建てたままですらっしゃるけれども、ほかの霞が関周辺では建て替えていますね。だから、民間企業の場合で持っているところは勿論ありますけれども、賃貸した方が安いからというのでやっている。それから、自由度がありますね。古くなってきた場合には変えることができますからね。そこら辺も加味して考えないと。その資料は私は見ていないけれども、一概に何年建物がもつという前提で賃借よりも所有の方が有利だという資料をつくったのですかね。

大橋専門委員 はい。庁舎と宿舎で分けてですね。

中澤国有財産調整課長 宿舎は47年でございます。

大橋専門委員 庁舎は。

中澤国有財産調整課長 庁舎は50年です。

鈴木主査 50年もたせていますか。お宅も多分50年ぐらいもっているでしょうね。大蔵省の。

細田国有財産企画課長 かなりもたせております。今、建て替えしているのは戦前できたものです。

鈴木主査 ほとんど建て替えられてしまっているでしょう。外務省などは比較的新しい建物だと思うけれども、今、建て替えていますね。

細田国有財産企画課長 外務省は建て替えでなくて耐震補修でございます。また元のものをつくっております。ですから、先に建て替えたのは旧内務省のやや古いのと文科省とか。

鈴木主査 それは結構ですけれども、この2枚目のこの民間委託する場合には行政財産をそのまま利用させることは現行制度上可能で、既に幅広く行われているということなのですけれども、その次の民営化、民間移管の場合も、今度の私どものやっておる作業というのは、できるだけ国の事務事業というものは一番望ましくは民間に移管する。つまり民営化または売却ですね。とにかく民営化をしてやっていく。それができない場合には民間委託をします。その委託の方式の中でも包括的の方が個別よりもいいが、まず包括的にはこうするという一つの論理というか、一つの基準を置いてやっておるわけです。ですから、国の事務、事業の中でも民間の主体に移転するけれども、しかし、例えば、ものによっては秘密の保持だとかいうので守秘義務を課す。あるいは公務員並みの規律を課するというのを付した上でやるということも、理屈の上では考えられるわけですね。そういうものになると、これは国の行政事務ではなくなるとは必ずしも言えない。確かに業務を行

うのは民間だからというのだけれども、法律に基づいて民間の主体に対して、こういうことをやってくれ、その代わりにあなたに対してはこういうオブリゲーションをかけておきますよという具合にする。

そういう場合になったときには、これは民間だから、したがってそれは普通財産だから売却だ、貸付は規制するというのには必ずしも適しないものもあるのではないかという感じがするから、そこら辺の手当てが必要です。具体例を申し上げなくて、イメージが湧かないかもしれませんが、そういうものもあり得るといふふうに考えているのですよ。そういうものがこの中で普通財産として、これを買ってくれというふうに言われても困るケースというのはあり得るわけですね。そこら辺の手当てはどうかというのと、ちょっと話が飛んでしまいますけれども、公の施設というのは、これは自治省と3、4年前に議論して全くこれと同じようにできる、現行法でできるというようにおっしゃったわけなのだけれども、現行法はそう書いていないわけですね。だから、現行法でできるのだったら、現行法を間違っただけで国民が読まないように書き換えていただくということで、公の施設に関する法改正が行われて、指定管理者制度というのはできていったという経緯があるわけですが、この点もできるのだったら、もう少しそれを明快にできるというようにしてもらえないか。

たしかこの前のヒアリングでも、通達でしたか何かを変えて、かなり行政財産に対して私権を設定してもよろしいというケースを行政の目的を阻害しない限りにおいてはやってもよろしいというのを出しましたね。

中澤国有財産調整課長 これは使用許可通達でございまして、賃貸ではなくて、許可という行政上の処分です。

鈴木主査 国有財産法の法律の規定の中で国有財産には私権を設定してはならないという大原則を掲げたままで解釈の中でやっていくというのは、これはそろそろ改めてもらって、私権を設定できる場合というものを明確に打ち出してもらいたいのです。

これは中間とりまとめのところにもかなり、はっきり書いてありますね。あれぐらいの気分でやっていくというふうに、国有財産法を変えることはできないかというのが、私らの基本的な考えです。

美原専門委員 ちょっとそれに関連してよろしいですか。

確かに過去5、6年の経緯を見ますと、行政財産の利活用というのはかなり御苦労して、色々なことを考えていることは認めます。ですけれども、2ページ目、先ほど、鈴木主査がおっしゃられましたけれども、その利用させることは可能だ、支障となるおそれはないというようにおっしゃられますけれども、現実に利用できる事実はなくて、民間事業者がいかなる権利を持つのか。すなわち、その物権を設定できないということは、ものすごい不安定な利用状況になるわけですね。

やはり、鈴木主査がおっしゃいますように、一定の物権を認めるような形を基本としながら利用のあり方を考えていくべきではないでしょうか。勿論、行政財産としての制約は

あります。これは確実に出てくるでしょう。でも、行政財産としての国の在り方を考えることによって、主査がおっしゃいましたように、より効率的な利用の在り方ができる。そういうようになぜスタンスを考えていかないのでしょうかと、こういう点をちょっとお聞きしたいと思います。

細田国有財産企画課長 それでは、幾つか出ましたので、間取りの話はまた後でお答えします。

まず初めに、庁舎のリースバックの場合、高くつくということなのですが、これは例でお見せしましたけれども、あれは特殊な例でなくて、やはり一般的に民間事業者の場合には空室になったりするリスク、あるいはその賃料を取り損なうリスクと、いろんなリスクを織り込んだ上で賃料を設定していますので、ある程度安定した需要を前提とすれば、自分でつくった方が安くつくというのが、実は計算結果なわけでございます。

ですから、それは民間企業ですと事業は拡大し縮小して、さまざまな動きがある中で弾力性ということが大変望まれるのでしょうけれども、一定の需要ということを考えれば、あるいは霞が関、官衙地区に1つの省庁がつぶれても、いろんな再編が行われるという意味で、省庁全体としてある程度の需要があると、そういうことを前提として計算すると大体持った方がいいという計算になるのではないかとこのように考えてございます。

民営化の際に、何か今の行政財産の移管の問題で不自由が生じるのではないかとこの御指摘があって、これは前回ちょっと病院の例をお出しいただいたので、私どもはちょっとあれから調べてみたのですけれども、そこは全く社会保険庁の誤解で、病院を病院として民間あるいは都道府県に売ることができるというのが、私どもの整理です。それはもう実例もあるわけでございます。

ただ、それは形の上で、私どもの頭の整理の上で、それを行政財産から普通財産という手続を経て、その病院を病院のまま売るとこのことを、あたかもその病院をからっぽにしなければいけないのではないかとこのように考えておられた。これは社会保険庁の実は誤解で、もう現時点ではその誤解は社会保険庁の関係ではとけたわけでございますが、したがって、病院は病院の場合で売れるということでございます。

そして、今、代理がおっしゃいました、今、いろいろ事業を民間化しておるとこのことがいろんなパターンがあるのだというようにおっしゃられましたが、私どもはこの2ページ目の上の方に書きましたとおり、それは民間でやる場合には国が最終的にはその事務の委託という構成か、あるいはその事務をそのまま民間に渡してしまうと。主体を入れ替えるのか、あるいは国が主体を保持するというまなのかという、二大区分になってくるというように考えておいて、いずれの場合、委託であり、民間にもう主体を渡す場合であれ、今の国有財産法は対応できるというふうに考えているわけでございます。

鈴木主査 できるのですか。

細田国有財産企画課長 できると。いずれの格好になるのではないかと。つまり、委託であれば、国が主権を主体とするならば、今の委託という枠組みであるし、その主体を民

間あるいは第三者に渡すのであれば、それは売却の問題になって、それは居抜きでも病院は病院のまま売れるという考え方で整理できるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

指定管理者の話が出ましたが、これは私どもはそれぞれその行政財産の性格に応じて、どういうものを指定、管理委託するのかというのは、これは各行政財産ですので、基本的には各省各庁が判断する問題であって、各省各庁がそれぞれ法律によって手当てをしているという点もあるかと。そういう場合には、そういうものとしていただくのだと。すなわち各省の方で手当てしていただくべき問題かなと思っております。

それとの関連で、その庁舎の使用収益でございます。今、漁港法あるいは港湾法といったものにつきましては、これは特区でございますけれども、貸付けすることができるという制度ができたわけでございますが、それはそれぞれの法律において、逆に言うとその貸付けを受ける側についての、一応こういう計画にのっとってやりなさいとか、そういうものに対する監督権限というのか、それに対する一種の規制措置。そういうものと併せた上で、それであればということで整理されておりますので、今後とも各省において、そういうものであればいいよという格好で個別法で対応していくのではないかなというように考えております。

ただ、それとは別に、いわゆる普通の庁舎を何か売店を入れるというような格好で、それがまさに使用許可の問題なのですが、従来の使用許可の通達はある意味ではどれに許可できるか明確にしようとする余りに例示をきちんと書いていたのですが、それがゆえに逆にそれ以外のものは許可してはならないのだというように解釈されてきましたので、それで今度、通達を改めたと申しますのは、結局、国の用途または目的を阻害するものでなければいいですよということで、逆に色々な格好のものが支障がなければもういいですよということでむしろ出した通達ということで、私どもとしてはむしろ、余り個別の例示をすると逆にこれ以外はまただめだというような話になってはいかぬので、我々としてはそういう意味で包括的に許可できる通達にしたつもりだということでございます。

鈴木主査 だったら、行政財産には私権を設定することはできるとまではっきり書いてくれということで、できない場合を限定的にするように書いてくれというようなことを中間とりまとめに書いたけれども、何かその辺をその法律と通達による実態というものがかなり乖離しているのだったら、法律自体をこの際クリアーにすることをしてもらった方が国民にとっても、これからこういう我々の官業の民営化等というものによって幾つかの官業が、民間開放されるときに、委託を受ける側の民間が安心して、国有財産法でまた文句を付けられないかなとあって、一応、財務省の理財局に聞くというと、できませんと言うけれども、しかし、法律を見ると何も書いていない。これは実に公の施設、地方自治法についてもそういう行為があったわけですよ。総務省は、それはできるのですと言うけれども、しかし、地方自治体の方はそんなことはできないというふうに理解している。だから、その誤解をとくために法律を改正しろと言って、それをやられたわけだけ

ら、国有財産法もそこまで融通性があるものになっておるのだったら、国有財産法自体に私権の設定はだめだというのを書いて、通達でできるケースがありますというのはやめて、私権の設定はできるということをはっきりさせて、できない場合はこうだというように、むしろ書き直すということをやらないですか。

もう一つ、やるのだったら、行政財産と普通財産と仕分けしておいて、行政財産はそのままでは売れないから一度普通財産に鞍替えして、普通財産として売るとするのは、あなたはさっき頭の整理とおっしゃったけれども、あまり頭の整理としても賢い話ではないから、それなら普通財産、行政財産の区別などというのはやめてしまって、私権は設定できるとする。できない場合にはこれだというふうに、こういうように持って行くというやり方にしてもらわないと、何しろ私どもは多くの官業を民営化し、あるいは民間委託をする作業をしています。その場合、これまでの行政財産を使ってやっていかなくは、そのために新しく建物を建ててやるというほどの魅力があるビジネスはたくさんあるとは思っていませんので、ですから、そういうような受託者などが安住というのか、安心してやれるすみかをつくるという非常に重要なファンダメンタルな問題があります。そこが私は気になって仕方がないので、手を入れてもらえないかということなのです。

大橋専門委員 その前に、主査がおっしゃった最初の地方自治法の指定管理者制度ですね。こういう制度を国に設けるとときには、その財産管理をやっている財務省が法律の立案をされるのか、どこがされるのかも併せてちょっと教えて下さい。

細田国有財産企画課長 最後の点を技術的にお答えすると、普通財産については、もう既にできる制度になっていると。つまり、管理委託の相手方について制限はない。

行政財産は各行政庁が管理することになっておるので、各行政庁がそれぞれ法律をつくってだれに委託するかという枠組みを決めているということでございます。ですから、普通財産と行政財産では取り組みが違って、通常のものである行政財産については各省のターゲットでということなのです。

話を一つ戻させていただいて、鈴木先生のおっしゃった点なのですが、私どもは基本的にどうかと言われれば、やはり行政財産というのは結局、何か行政のために公のために使うことのためにつくっておるので、結局、貸しビルをやるためにつくることはないのです、それは基本的にそのビルなり場所というのは、特定の行政用に使うということが原則にあるので、それをやはり中心的に考えさせていただきたい。

もし、そこでどうしても行政上用のようなことがあれば、やはりその行政上の用途というものをある程度、優先的に考えなければいけないし、また使う必要がもうないのだと。それこそ、ビルが余っているということであれば、むしろそのビルを詰めていって、1つ浮かせて、それは人にお貸しするというよりは、もう売ってしまいたいという頭の整理でおるものですから、その再配置などをやるし、最終的には売ることを含めて考えると、やはり今の枠組みということが基本的な公の用途ということを中心にものを考えておかざるを得ないのではないかと考えている次第でございます。

美原専門委員 それは例えば、P F I 法で行政財産の貸付けが認められましたけれども、同じような発想で、一定の政策目的があって、その範囲内であるならば、国有財産法は一定の柔軟な貸付けとか対応を認める。こういう御方針と理解してよろしいですか。

細田国有財産企画課長 P F I、1つはそういう法律の枠組みができれば、その下に從って行政を進めていくということでございます。

春山国有財産情報室長 それと1点なのですが、先ほど御説明いたしましたように、48年の法律改正のときに土地の有効高度利用を図ろう、または当時、やはり土地問題がかなりクローズアップされておりましたものですから、そういったところの要請に応えるということで、国以外の者とその一棟の建物を一緒に建てる、その場合、合築と言っているのですが、その合築をする場合には貸付けができますよということを国有財産法第18条の中に明確に規定しております。

それから、国の施設の下を鉄道が通るなり道路が通るとか、あるいは公益事業施設を敷設しなければいけないという場合には、地上権の設定ができますよということが18条のただし書きの中にきちんと明記されております。

ですから、その辺のところは、先ほど、美原先生から、物権を設定しないと不安定という御指摘もありましたけれども、国が必要な施設をするときに余剰スペースがあれば、一緒になってそういう建物を建てることのできる。P F Iであれば更にその相手方の範囲を拡大できますから、そういう意味では現行制度でもある程度有効利用に資するのではないかと考えているわけです。

大橋専門委員 先ほど、課長がおっしゃった病院の例ですね。その国立病院を地方自治体に売却するという場合には、手続的には一応、行政財産である病院から台帳上は普通財産に転換して、その上で売却しているのですか。

細田国有財産企画課長 はい。過去の実例を見ますと、まさに売却の前日、所有権が移る前日にそのような手続を取っています。

鈴木主査 ちょっと関連して、理屈はそういうようになりますよと言っているような話だから、そう実益のある話でもないかもしれないけれども、どうもそこら辺の行政財産に私権は設定することはできないという一文というのは、私はこだわりのだけれども。私権は大いに設定されるべきであって。

それはもう大丈夫、やるからと安心すると2002年のときにも言われた。しかし、そうだったらそういうように法律は変えてほしいということです。通達の内容のものを織り込んでもよいから、こういう場合にはできるということを法律ではっきりする。ただし、別に定める場合があるとか何とか入っているのでしょうか。行政財産には私権は設定できないケースとして。別に定めるものも、むしろ主にしてほしい。ということをやらないと、この官業から出て行く人たちのすみかがないので、そのすみかをまず探してから、官業を出て行く人を勧誘しなくてはいけないわけだから、そのところの手を付けてほしいなということなので、地方自治法もきれいにしてしまったのだから、国有財産法もきれいにしてく

ださい。

細田国有財産企画課長 私どもはそれはまさに公用あるいは公の目的に使われているものとそうでないものというところがその行政財産と普通財産、その他という意味での区分であるということで、それは割合重要な今の頭の整理だと思います。

鈴木主査 一番最初にヒアリングをやったときに、この議論をしたのですよ。これは個別官業の問題ではなくて、一般のジェネラルなルール、例えば、地方自治法の2002年にやったときの地方自治法の公の施設と同じような一般通則の問題だから。ここのヒアリングの中に入っていないのだけれども、答申の中間とりまとめの中では我々の考え方、希望というのはきちんと述べてありますけれども、あのようによってくればいいのですよ。

春山国有財産情報室長 地方自治法の第238条の4というのは、国有財産法の第18条の行政財産の管理処分に関する規定に相当するのですが、その規定ぶりと私どもの規定というのは全く一緒ですから、その辺はきちんと整合性は取れているのです。

先ほど申し上げた合築等の場合も、同じように行政財産でも貸付けできますよと。

大橋専門委員 何条ですか。

春山国有財産情報室長 238条の4でございます。地方自治法でございます。

大橋専門委員 そうではなくて、国有財産法。

春山国有財産情報室長 国有財産法は第18条でございます。この規定は全く地方自治法と同じ規定ぶりでございます。

先ほどの指定管理者制度の方は、もともと管理委託制度というようなことがあったのですが、たまたまその受託者の範囲が地方公共団体の監督権が及ぶ相手方というようなことで、それが制限されていた。それを広くNPOとか民間法人に広げたものです。その代わりに地方議会の議決を経て、それで公正な競争で企画競争をやって選定していきますよというようなことで、範囲を広げておるわけです。その仕組みというのは、先ほど申し上げた普通財産の管理委託であれば、国の場合、相手方を限定しておりませんので、そういうような同じような運用ができるというようなことでございます。

ですから、国がその普通財産として持つておくような施設であれば、所有権を留保したまま管理委託を適用しております。例えば、先ほど御説明した横浜国際会議場であれば、株式会社横浜国際会議場という第三セクターでございますけれども、そちらの方に管理を委ねているというような事例が現にございます。

鈴木主査 時間がありませんから、この問題は最初掲げて、個別官業ではない問題として、議論しましょう。今日、たまたまこの宿舎の問題に絡んで議論させていただきましたが、中間とりまとめで我々が書いた要望というのは、生きておりますので、引き続き協議をさせていただきたいと思っておりますので。

大橋専門委員 今の主査の話とも関連して、6月に通達で使用許可について、柔軟な措

置を取っていただいたのは、私は非常に高く評価するのですが、もう一歩進めてくださいというのがこの中間とりまとめなのですね。そのもう一歩進めてくださいというのは、ある意味では運用の改善の面があると思っているのですね。というのは、私はここに着目しているのですね。中間とりまとめをごらんになっていると思いますけれども、拒否するのは本来の用途または目的を著しく妨げるものに限ってくださいと。この著しくは私は着目しまして、そういう点では、この著しくというのが文言として入っているということを十分行政運用において配慮していただきたいというのが当面の非常に重要なことではないかなというように思っておりますことをお伝えしておきます。

鈴木主査 それは当面ね。恒久的には法律にそう書いてくれということです。

それを一つ考えていただいて、最終まとめのときの通則の問題として書く。そういう意味で御協力いただきたい。安心して民間が引き受けられるようにしておいていただきたいということです。

中澤国有財産調整課長 先ほどの公務員宿舎の間取りの話でございますが、基本的には国が設置をする場合には、国交省等で単価を決めておりまして、それは民間との比較でやっております、P F I方式でやる場合にはそれとの比較で、安くて更に居住性も含めて、よい提案をしていただいたものを選んでということなので、私どもとしては十分民間との比較可能性があるものというように考えております。その点は是非御理解をいただきたいと存じます。

大橋専門委員 ありがとうございます。